

山北町障害者活躍推進計画

1 機関名

山北町

2 任命権者

山北町長

3 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

ただし、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

4 周知・公表

本計画は、庁内掲示板への掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表する。

5 障害者雇用に関する課題

山北町の障害者雇用については、令和6年度における法定雇用率が2.8%であるのに対し、令和6年6月1日現在の実雇用率は2.21%で法定雇用率を未達成であり、さらに令和8年7月以降は、地方自治体の法定雇用率が3.0%に引き上げとなる予定である。

そのため、本町においては法定雇用率の達成に向け、障害者の積極的な採用活動を行う必要がある。

本計画のもと、障害のある職員が生き生きと自分らしく働ける職場づくりに取り組んでいくことが重要である。

6 目標

(1) 採用に関する目標

実雇用率について、毎年6月1日時点で法定雇用率以上

【評価方法】

毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

【評価方法】

毎年の障害者任免状況通報のタイミングで、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。

7 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として企画総務課長を選任する。
- 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。
- 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討する。
- 面談等を通じて、障害のある職員の障害特性や能力、希望等を把握し、業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 職場環境について、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。
- 相談窓口への相談のほか、面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- 時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。
- 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- 本人の希望等を踏まえつつ、実務研修等の教育訓練を実施する。
- 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。

(4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。